

因縁波だより

号数 第31号
発行日 昭和50年10月10日
編集発行 島根県立図書館
松江市内中原町52
TEL (0852) 22-5725
印刷 (有)高浜印刷所

全国図書館大会特集



図書館人の皆さん。ようこそ出雲路にいらっしゃいました。

出雲風土記には、雄大な国引き神話があります。出雲族の祖神（八束水臣津野命）は、国の小さいのを憂えて、海の向うの国々から、余った土地を切りとり、三つよりの綱で、“もそろ、もそろ”と引きよせ、出雲の国をつくり足しました。

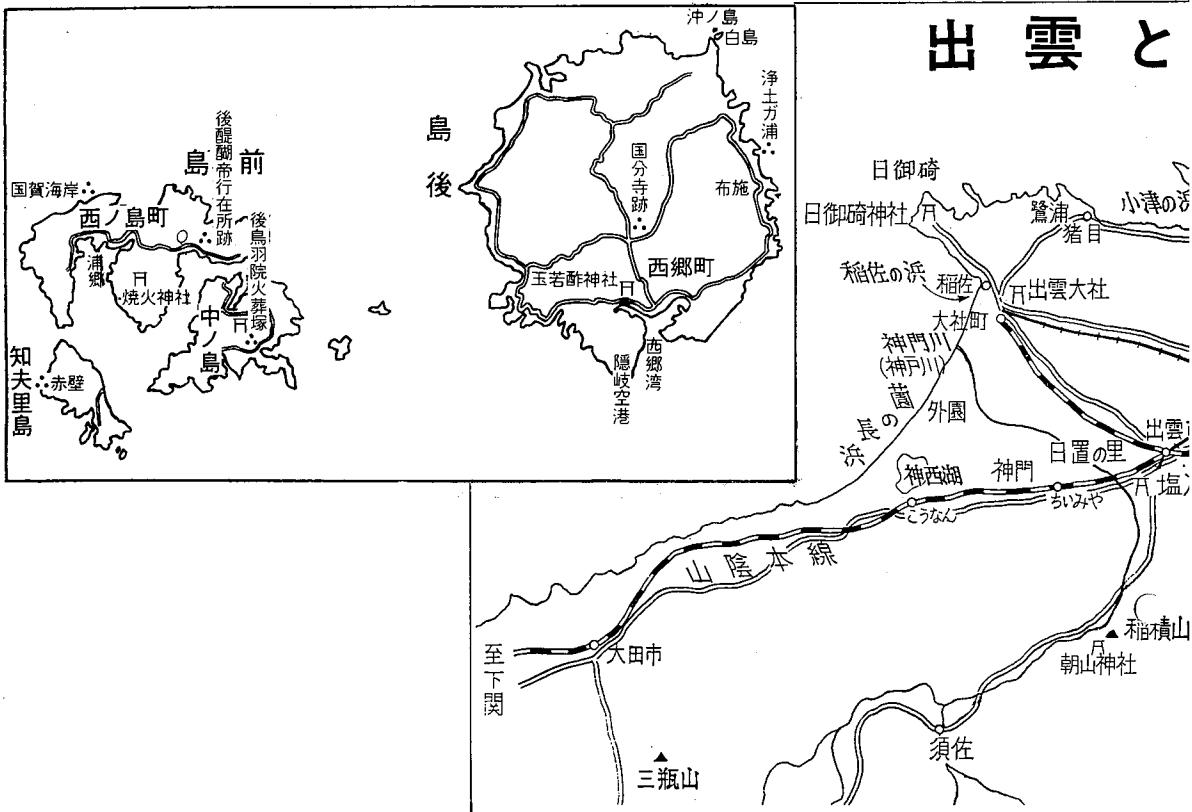
しかも、旧暦の十月は、出雲だけが神在（かみあり）月で、皆さんの国は神無（かんな）月。全国の八百萬（やおよろず）の神々が、出雲へ神集いされるからです。

出雲は八雲立つところ、わけても神々の国であり、松江はその首府であるとは、ヘルン（小泉八雲）の言葉です。

全国図書館大会に参集された皆さんには、きっと神様にちがいありません。出雲は幻想を呼び起こす国だからです。

島根県立図書館長 速水保孝

出雲と



出雲で神々の里を訪ねるならば、それは松江市の南郊一帯からはじめるのが順路である。このあたりは、古く「意宇（おう）」の名でよばれた土地であった。いま、その第一歩を踏み出すと、まず「八雲立つ風土記の丘」に登るとよい。ここで数々の考古学の成果をみたうえで、敷地続きの岡田山古墳を手はじめに、付近に散在する多くの古墳を訪ねたい。

このあたりは、出雲屈指の一大古墳密集地帯である。規模は畿内のものよりも劣るとはいえ、前方後方墳などの出雲独特のスタイルは強く興味をひく。

次に欠かせないのが神々の社（やしろ）である。まず近いところで八重垣神社がある。もとは地方の氏神であったが、いまでは縁結びの神として名高い。祭神がスサノオとイナタヒメだからであろう。境内の池で、男女の縁（えにし）を占う風習もある。また重要文化財の神像の板絵を収蔵庫でぜひ拝観したい。

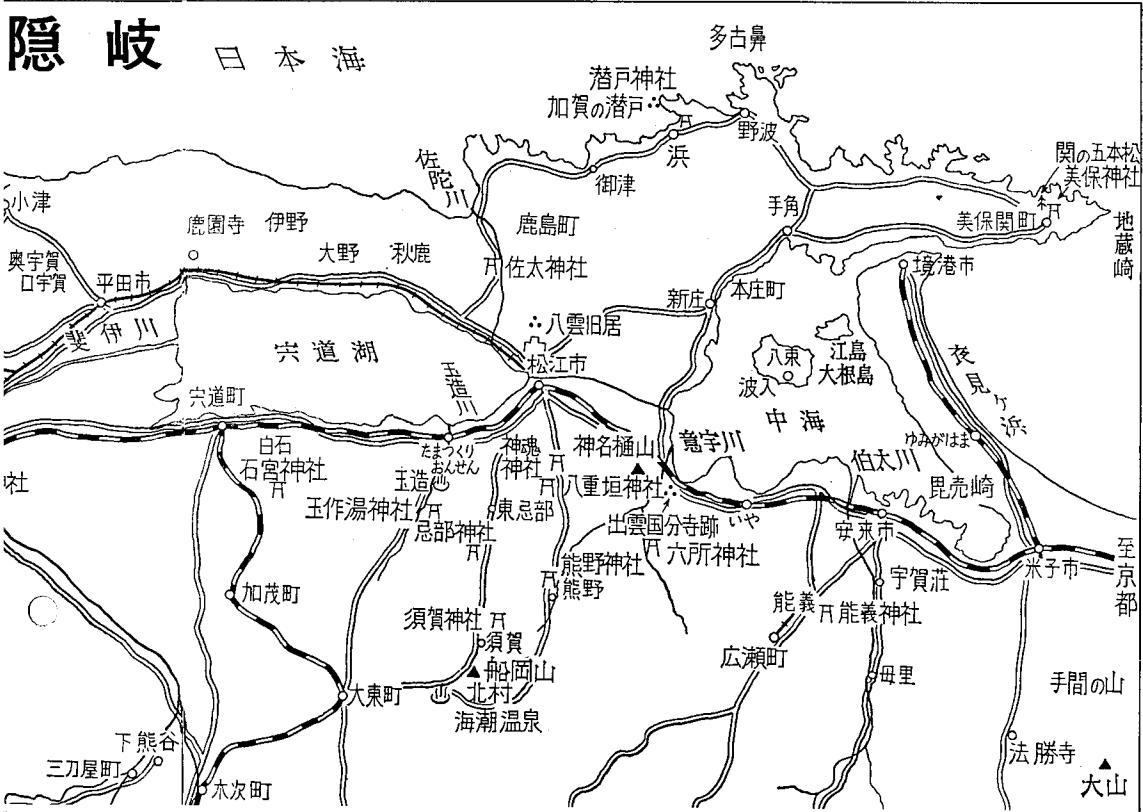
意宇の里

神魂（かもす）神社は、このあたりで唯一の国宝社殿である。急勾配の石段を上ると、すぐ眼の前にそびえる壮大な大社造の建物は、全国の神社建築でも最高級のもの。神さびた古代のじしま—それが、この世のものとしてそこに建っている。

時間があれば、7キロ奥の熊野神社も訪れたい。社殿は古くないが、実はこの宮こそが出雲一の宮であり、平安朝以前は出雲大社をしのぐ由緒をもっていた。

もとへ帰って、風土記の丘から東方へ、六所（ろくしょ）神社・出雲国庁跡へむかう。神社はかつての出雲総社で、中央から赴任した国司たちが参拝した。隣接した一帯が出雲国庁のあったところ。飛鳥から平安初期までは続いたと思われる古代出雲の政庁の遺跡である。発掘のあと整然と往時の遺構を復元した例は全国に類がない。北東約1キロには、国分寺の跡がある。

隱岐 日本海



東は美保関から、西は日御崎まで、宍道(しんじ)湖の北岸を島根半島とよんでいるが、この半島部に関する伝承が、『出雲風土記』に有名な国引きの神話である。この地域にも、神話の国出雲らしい由緒のある史跡が多い。

まず東の端の美保神社は、大国主命の子、事代主命を主祭神にまつる。あの高天原から国土奉獻を勧告する使者が来たとき、事代主命はここで釣をしていたという。タイを小脇にかかえ、釣竿をかつぎだエビスさんのスタイルは、おなじみのものだが、あれは中世以降、大国主命が大黒(だいこく)さんといわれ出したのと同じく、習合されて出来上ったスタイルである。出雲の東の守り神とされ、広く信仰をあつめた。松江からバス1時間20分の距離である。

アトラクションで上演した佐陀神能のある佐太神社は、松江駅からバスで30分のところにある。かつては出雲二の宮の称をもち、江戸時代に社家支配の

制度が成立すると、出雲大社の国造家が、出雲10郡のうち6郡半の神主を支配したのに対し、ここ正神主は、のこり3郡半の支配権をぎっていた。

出雲大社へむかうには、松江からだと国鉄か一畑電車ないしバスによる三つのコースがある。あまり有名な、出雲の代表的神社であるが、もとは杵築(きづき)大社といった。主祭神はいうまでもなく大国主命で、本殿は国宝に指定されている。高さ八

丈(約24メートル)の建物は、「天下無双の大廈(か)とよばれ、古くはその倍

の16丈だったとも、また32丈だったとも伝えられている。現在の本殿は1744(延享1)年に、その前の1667(寛文7)年の古材をもって造営したものという。

大社から西へ海岸沿いに30分で、半島の西端日御崎神社につく。上の宮は天照大神、下の宮はスサノオノミコトをまつる。壮麗な社殿は重要文化財に指定されている。灯台付近からの眺望がすばらしい。

国引きの地

記・紀・風土記の語る出雲

出雲神話を知る手がかりは、古事記・日本書紀そして出雲風土記の語るところによる他はない。これら日本の代表的な古典の中に、出雲の神々や風土はどのように語られているのであろうか。かつての国定教科書時代に、国語読本や国史の教科書の中で、断片的にとりあげられていた、その記憶を、よびさますことができる世代の方もあるかも知れないが、いまここにまとめて、これら古典の語る出雲の姿をとりあげてみた。それが神國出雲の紹介にもっともふさわしいと思うからである。なおカットに使った染め絵は、松江在住染織家金津滋氏の作品。

＝古事記は語る＝

スサノオの八俣のオロチ退治

故、避追はえて、出雲國の肥の河上、名は鳥髮といふ地に降りたまひき。この時箸その河より流れ下りき。是に須佐之男命、人その河上にありと以爲はして、尋ね覗めて上り往きたまへば、老夫と老女と二人ありて、童女を中心に置きて泣けり。ここに「汝等は誰ぞ」と問ひたまひき。故、その老夫答へ言しあく、「僕は國つ神、大山津見神の子ぞ。僕が名は足なづち、妻の名は手名椎と謂ひ、女の名は櫛名だひめと謂ふ」とまをしき。また「汝が哭く由はぞ」と問ひたまへば、答へ白ししく、「我が女は、本より八稚女ありしを、是の高志の八俣の遠呂智、年毎に來て喫へり。今そが來べき時なり。故、泣く」と答へ白しき。ここに「その形は如何」と問ひたまへば、答へ白ししく、「その目は赤かがちの如くして、身一つに八頭八尾あり。またその身に蘿と檜榔と生ひ、その長は谿八谷峠八尾に度りて、その腹を見れば、悉に常に血爛れつ」とまをしき。ここに赤かがちと謂へるは、今の酸醬なり。

ここに速須佐之男命、その老夫に詔りたまひしく、「是の汝が女をば吾に奉らむや」とのりたまひしに、「恐けれども御名を覺らず」とのりたまひしにこに答へ詔りたまひしく、「吾は天照大御神の伊呂勢なり。故今、天より降り坐しつ」とのりたまひき。こ

に足名椎手名椎神、「然まさば恐し。立奉らむ」と白しき。ここに速須佐之男命、すなはち湯津爪櫛にその童女を取り成して、御美豆良に刺して、その足名椎手名椎神に告りたまひしく、「汝等は、八鹽折の酒を醸み、また垣を作り廻し、その垣に八門を作り、門毎に八佐受岐を結ひ、その佐受岐毎に酒船を置きて、船毎にその八鹽折の酒を盛りて待ちてよ」とのりたまひき。故、告りたまひし隨に、かく設け備へて待ちし時、その八俣遠呂智、信に言ひしが如來つ。すなはち船毎に己が頭を垂入れて、その酒を飲みき。是に飲み醉ひて留まり伏し寝き。ここに速須佐之男命、その御佩せる十拳劍を抜きて、その蛇を切り散りたまひしかば、肥河血に變りて流れき。故、その中の尾を切りたまひし時、御刀の刃毀けき。ここに怪しと思はして、御刀の前もちて刺し割きて見たまへば、都牟刑の大刀ありき。故、この大刀を取りて、異しき物と思はして、天照大御神に白し上げたまひき。是は草薙の大刀なり。

八雲立つ出雲八重垣

故是をもちてその速須佐之男命、宮造作るべき地を出雲の國に求ぎたまひき。ここに須賀の地に到りまして詔りたまひしく、「吾此地に來て、我が御心すがすがし」とのりたまひて、其地に宮を作りて坐しき。故、其地をば今に須賀と云ふ。茲の大神、初めて須賀の宮を作りたまひし時、其地より雲立ち騰りき。ここに御歌を作みたまひき。その歌は、

やくも いづもやへがき つまご
八雲立つ 出雲八重垣 妻籠みに

八重垣作る その八重垣を

ぞ。是にその足名椎神を喚びて、「汝は我が宮の首
たれ」と告りたまひ、また名を負せて、稻田宮主
すがのやつみみの なづ
須賀之八耳神と號けたまひき。

オオクニヌシの誕生

故、その櫛名田比賣をもちて、隠所に起こして、生
める神の名は、八島士奴美神と謂ふ。また大山津見
神の女、名は神大市比賣を娶して生める子は、大年
神。次に宇迦之御魂神。二柱 兄八島士奴美神、大山
津見神の女、名は木花知流比賣を娶して生める子は、
布波能母遲久奴須奴神。この神、淤迦美神の女、名
は日河比賣を娶して生める子は、深淵之水夜禮花神。
この神、天之都度閑知泥神を娶して生める子は、淤
美豆奴神。この神、布怒豆怒神の女、名は布帝耳神
を娶して生める子は、天之冬衣神。この神、刺國大
神の女、名は刺國若比賣を娶して生める子は、大國
主神。亦の名は大穴遲神と謂ひ、亦の名は葦原色
許男神と謂ひ、亦の名は八千矛神と謂ひ、亦の名は
宇都志國玉神と謂ひ、并せて五つの名あり。

國譲り

第一の使者還らず

天照大御神の命もて、「豊葦原の千秋長五百秋の水
穂の國は、我が御子、正勝吾勝勝速日天忍穗
耳命の知らす國ぞ」と言よさしたまひて、天降した
まひき。是に天忍穗耳命、天の浮橋に立たして詔り
たまひしく、「豊葦原の千秋の長五百秋の水穂國は、
いたく佐夜藝でありなり」と告りたまひて、更に還
り上りて、天照大神に請したまひき。ここに高御產
日神、天照大御神の命もて、天の安の河の河原
に、八百萬の神を神集へに集へて、思金神に思はし
めて詔りたまひしく、「この葦原の中つ國は、我が
御子の知らす國と言依さしたまへりし國なり。故、
この國に道速振る荒振る國つ神等の多なりと以爲ほ
す。これ何れの神を使はしてか言趣けむ」とのりた

まひき。ここに思金神また八百萬の神、議りて白し
しく、「天菩比神、これ遣はすべし」とまをしき。
故、天菩比神を遣はしつれば、すなはち大國主神に
媚び附きて、三年に至るまで復奏さざりき。

第二の使者また還らず

是をもちて高御產巢日神、天照大御神、また諸の神
等に問ひたまひしく、「葦原の中つ國に遣はせる天
菩比神、久しく復奏さず。また何れの神を使はさ
ば吉けむ」ととひたまひき。ここに思金神、答へ白
しく、「天津國玉神の子、天若日子を遣はすべし」
とまをしき。故ここに天之麻迦古弓、天之波波矢を
天若日子に賜ひて遣はしき。ここに天若日子、その
國に降り到る即ち、大國主神の女、下照比賣を娶し、
またその國を獲むと慮りて、八年に至るまで復奏
さざりき。

第三の使者と力くらべ

是に天照大御神、詔りたまひしく、「また曷れの神
を遣はさば吉けむ」とのりたまひき。ここに天鳥船
神を建御雷神に副へて遣はしたまひき。
是をもちて此の二はしらの神、出雲の國の伊那佐の
小濱に降り到りて、十掬劍を抜きて、逆に浪の穂に
刺し立て、その劍の前に趺み坐して、その大國主神
に問ひて言ひたまひしく、「天照大御神、高木神の
命もて、問ひに使わせり。汝がうしはける葦原の
中つ國は、我が御子の知らす國ぞと言依さしたま
き。故、汝が心は奈何に」とのりたまひき。ここに
答へ白しき、「僕は得白さじ。我が子、八重言代
主神、これ白すべし。然るに鳥遊し、魚取りに、
御大の前に往きて、未だ還り來ず」とまをしき。故
ここに天鳥船神を遣はして、八重事代主神を徵し來
て、問ひたまひし時に、その父の大神に語りて言ひ
しく、「恐し。この國は、天つ神の御子に立奉らむ」と
いひて、すなはちその船を踏み傾けて、天の逆手
を青柴垣に打ち成して隠りき。

故、ここにその大國主神に問ひたまひしく、「今汝が
子、事代主神、かく白しぬ。また白すべき子ありや」
ととひたまひき。ここにまた白しき、「また我が
子、建御名方神あり。此れを除きては無し」とまを

しき。かく白す間に、その建御名方神、千引の石を手末に擎げて来て、「誰ぞ我が國に來て、忍び忍びにかく物言ふ。然らば力競べせむ。故、我先にその御手を取らむ」と言ひき。故、その御手を取らしむれば、すなはち立氷に取り成し、また剣刃に取り成しつ。故ここに懼りて退き居りき。ここにその建御名方神の手を取らむと乞ひ歸して取りたまへば、若葦を取るが如、益み批ぎて投げ離ちたまへば、すなはち逃げ去にき。故、追ひ往きて、科野國の州羽の海に迫め到りて、殺さむとしたまひし時、建御名方神白しく、「恐し。我をな殺したまひそ。此の地を除きては、他處に行かじ。また我が父、大國主神の命に違はじ。八重事代主神の言に違はじ。この葦原の中つ國は、天つ神の御子の命の隨に獻らむ」とまをしき。

故、更にまた還り来て、その大國主神に問ひたまひしく、「汝が子等、事代主神、建御名方神の二はしらの神は、天つ神の御子の命の隨に違はじと白しぬ。故、汝が心は奈何に」ととひたまひき。ここに答へ白ししく、「僕が子等、二はしらの神の白す隨に、僕は違はじ。

この葦原の中つ國は、命の隨に既に獻らむ。ただ僕がすみか住所をば、天つ神の御子の天津日繼知らしめす、とだる天の御巢如して、底つ石根に宮柱ふとしり、高天の

原に冰木たかしりて治めたまはば、僕は百足らず八十手に隠りて侍ひなむ。また僕が子等、百八十神は、すなはち八重事代主神、神の御尾前となりて仕へ奉らば、違ふ神はあらじ」とまをしき。かく白して、出雲の國の多藝志の小濱に、天の御舎を造りて、水戸神の孫、櫛八玉神、膳夫となりて、天の御饗を献りし時に、禱き白して、櫛八玉神、鶴に化りて、

海の底に入り、底の赤土を咋ひ出でて、天の八十平窓を作りて、海布の柄を鍛りて、燧白に作り、海尊の柄をもちて燧杵に作りて、火を鑄り出でて云ひしく、「この我が燧れる火は、高天の原には、神產巣日の御祖命の、とだる天の新巣の凝烟の、八拳垂るまで焼き舉げ、地の下は、底つ石根に焼き凝らして、棒繩の、千尋繩打ち延へ、釣せし海人の、口大の、をはたすずき尾翼鱸、さわさわに、控き依せ騰げて、打竹の、とをとをに、天の眞魚昨、獻る」といひき。故、建御雷神、返り參上りて、葦原の中つ國を言向け和は平しつる狀を、復奏したまひき。

＝日本書紀は語る＝

出雲大社のおこり



力くらべ

一書に曰く、天神、經津主神、武甕追神を遣して葦原の中つ國を平定めしむ。時に二神曰く、「天に悪神あり、名を天津糸星と曰ふ、亦の名は天香背男、請ふ先づ此の神を誅ひて、然して後に下つて葦原の中つ國を撥はん」と。是の時に齋主神を齋之大人と號す。此の神今東國の機取の地に在す。既にして二神出雲の五十田狹の小汀に降到りて、大己貴神に問ひて曰く、「汝將に此の國を以て天神に奉らんや不や」と。対へて曰く、「疑ふ汝二神は是れ吾が處に來せるにあらざるか。故れ許すべからず」といふ。是に經津主神則ち還り昇りて報告す。時に高皇產靈尊乃ち二神を還し遣はして、大己貴神に勅して曰く、「今汝が言すことを聞くに、深く其の理あり、故れ更にをちをちり條條にして勅したまふ、夫れ汝が治す顯露の事、宜しく是れ吾孫治すべし、汝は則ち以て神の事を治す

あまのひすみのみや
べし、又汝は天日隅宮に住むべし、今供造りまつ
らん、即ち千尋の桟縄を以て結ひて百八十縄に
せん、其の宮を造る制は、柱は則ち高く太く、板は
則ち廣く厚くせん、又田供係らん、又汝が往來ひて
海に遊ぶ具の爲に、高橋、浮橋、及び天鳥船亦供造
らん。又天安河にも亦打橋造成らん、又百八十縄の
白橋造成らん、又汝が祭祀を主らん者は天穗日命是
れなり」と。是に大己貴神報へて曰く、「天神の勅
教かく慇懃なり、敢て命に從はざらんや、吾が治す
顯露の事は、皇孫まさに治めたまふべし、吾は將に
退きて幽れたる事を治めん」と。乃ち岐神を二神
に薦めて曰く、「是れまさに我に代りて從ふ奉るべ
し、吾れ將に此より避去りなん」といひて、即ち躬
に瑞の八坂瓊を披ひて長く隠れき。

出雲振根、弟を殺す

あきふみづき ひのえさる ついたちつちのとのとりのひ
崇神天皇六十年の秋七月の丙申の朔己酉（十
四日）に、群臣に詔して曰はく、「武日照命
あるい たけひなとり 一に云はく。武夷鳥という。又云はく、天夷鳥といふ。
の、天より將ち來れる神寶を、出雲大神宮に
藏む。是を見欲し」とのたまふ。則ち矢田部造の
遠祖武諸隅一書に云はく。一名は大母鷦といふ。を
遣して獻らしむ。是の時に當りて、出雲臣の遠
祖出雲振根、神寶を主れり。是に筑紫國に往り
て、遇はず。其の弟飯入根、則ち皇命を被りて、
神寶を以て、弟甘美韓日狹と子鷦濡渟とに付けて貢
り上ぐ。既にして出雲振根、筑紫より還り來きて、
神寶を朝廷に獻りつといふことを聞きて、其の弟飯
入根を責めて曰はく、「數日待たむ。何を恐みか、
輒く神寶を許し」といふ。是を以て、既に年月を
経れども、猶恨念を懷きて、弟を殺さむといふ
志有り。仍りて弟を欺きて曰はく、「頃者、止屋の
淵に多に養生ひたり。願はくは共に行きて見欲し」
といふ。則ち兄に隨ひて往く。是より先に、兄竊
に木刀を作れり。形真刀に似る。
當時自ら佩けり。弟真刀を佩けり。共に淵の頭に到
りて、兄の、弟に謂ひて曰はく、「淵の水清冷し。
願はくは共に游泳みせむと欲ふ」といふ。弟、兄の

ことしたが おののは たちぬ はたお
言に從ひて、各佩かせる刀を解きて、淵の邊に置き
て、水中に沐む。乃ち兄先に陸に上りて、弟の眞
刀を取りて自ら佩く。後に弟驚きて兄の木刀を取
る。共に相撲つ。弟、木刀を抜くこと得ず。兄、弟
の飯入根を擊ちて殺しつ。故、時人、歌して曰はく、
や雲立つ 出雲梶帥が 佩ける太刀
墨葛多巻き みな さ身無しに あはれ

朝廷、出雲振根をうつ

ここ うましからひさ うかづくぬ みかど まう つばひらか
に、甘美韓日狹・鷦濡渟、朝廷に参向でて、曲に
其の状を奏す。則ち吉備津彦と武渟河別とを遣し
て、出雲振根を誅す。故、出雲臣等、是の事に
畏りて、大神を祭らずして間有り。時に、丹波の水
上の人、名は水香戸邊、皇太子活目尊に啓して
曰さく、「己が子、小兒有り。而して自然に言

さく、
たまものしづし いづもひと いのりまつ まなね うまし
玉ぎ鎮石。出雲人の祭る、眞種の甘美
かがみ おはふ うましみかみ そこたからみ たからぬし
鏡。押し羽振る、甘美御神、底寶御寶主。
やまがは みくく みたま しづか うましみかみ そこたから
山河の水泳する御魂。静挂かる甘美御神、底寶
御寶主。
これ わくご こと の も つ い あ
是は小兒の言に似らず。若しくは託きて言ふもの有
らむ」とまうす。是に、皇太子、天皇に奏した
まふ。則ち勅して祭らしめたまふ。



イナタヒメ

朝廷、出雲の神寶をしらべる

垂仁天皇二十六年の秋八月の戊寅の朔庚辰
 もののへのとをちねのおほむらじ みことのり
 (三日)に、天皇、物部十千根大連に勅して
 のなま しばしばつひ いづものに つかは かむ
 曰はく、「屢使者を出雲國に遣して、其の國の神
 たから かむが いへど わきわき まう ひと な
 寶を検校へしむと雖も、分明しく申言す者も無し。
 いましみづか いづも まか かむが さだ
 汝親ら出雲に行りて、検校へ定めむべし」とのたま
 すなは とをちねのおほむらじ かむが わきわき
 ふ。則ち十千根大連、神寶を校へ定めて、分明
 まう よ つかさど
 しく奏言す。仍りて神寶を掌らしむ。

—出雲國風土記は語る—

國引き

おう なづ ゆゑ くにび ま やつかみづおみづぬの
 意宇と號くる所以は、國引き坐しし八束水臣津野
 みことの
 命詔りたまひしく、

やくもた 八雲立つ出雲國は、狹布の稚國なるかも。初國
 ちさ 小く作らせり。故、作り縫はな
 の
 と詔りたまひて、

たくぶすましらぎ みさき あまり
 桧食志羅紀の三崎を、國の餘有りやと見れば、
 あまり
 國の餘有り

の
 と詔りたまひて、童女の胸鉗取らして、大魚を支太
 つわ はたすすきはふ わ みつみ つなう
 衝き別けて、波多須須支穗振り別けて、三身の綱打
 か しもつづらくるやくるや かはふね もそろもそろ
 ち掛け、霜黒葛闇耶闇耶に、河船の毛曾呂毛曾呂
 くにこくにこ
 に、「國來國來」

ひ きぬ こづ をりなえ やほに
 と引き來縫へる國は、去豆の折絶よりして、八穂爾
 きづき みさき か かた かし いはみの
 支豆の御崎なり。此くて堅め立てし加志は、石見
 くに さかひ な さ ひめやま これ また
 國と出雲國との嶠なる、名は佐比賣山、是なり。亦、
 も つな その ながはま これ
 持ち引ける綱は、蘭の長濱、是なり。

きたど さき あまり
 亦、「北門の佐伎の國を、國の餘有りやと見れば、
 の
 國の餘有り」と詔りたまひて、童女の胸鉗取らして、
 おふを きだつ わ はたすすきはふ わ
 大魚の支太衝き別けて、波多須須支穗振り別けて、
 みつみ つなう か しもつづらくるやくるや かはふね も
 三身の綱打掛け、霜黒葛闇耶闇耶に、河船の毛
 そろもそろ くにこくにこ ひ きぬ
 曾呂毛曾呂に、「國來國來」と引き來縫へる國は、
 たく きりたえ さた これ
 多久の折絶よりして、狹田の國、是なり。

きたど よなみ あまり
 亦、「北門の良波の國を、國の餘有りやと見れば、
 の
 國の餘有り」と詔りたまひて、童女の胸鉗取らして、
 おふを きだつ わ はたすすきはふ わ
 大魚の支太衝き別けて、波多須須支穗振り別けて、
 みつみ つなう か しもつづらくるやくるや かはふね も
 三身の綱打掛け、霜黒葛闇耶闇耶に、河船の毛

そろもそろ くにこくにこ
 曾呂毛曾呂に、「國來國來」と引き來縫へる國は、
 うなみ をりたえ くらみ これ
 宇波の折絶よりして、闇見の國、是なり。
 こし つつ みさき くにあまり
 亦、「高志の都都の三崎を、國の餘有りやと見れば、
 の
 國の餘有り」と詔りたまひて、童女の胸鉗取らして、
 おふを きだつ わ はたすすきはふ わ
 大魚の支太衝き別けて、波多須須支穗振り別けて、
 みつみ つなう か しもつづらくるやくるや かはふね も
 三身の綱打掛け、霜黒葛闇耶闇耶に、河船の毛
 そろもそろ くにこくにこ ひ きぬ
 曾呂毛曾呂に、「國來國來」と引き來縫へる國は、
 みほ さき も よみ しま か
 三穗の崎なり。持ち引ける綱は、夜見の嶋なり。固
 た かし ははきのくに ひのかみのだけ これ
 堅め立てし加志は、伯耆國なる火神岳、是なり。
 を の
 今は「國は引き訖へつ」と詔りたまひて、意宇の社
 みつあつ おゑ の
 に、御枝衝き立てて、「意惠」と詔りたまひき。故、
 おう い い おう もり こおりのみやけ ほとり
 意宇と云ふ。謂はゆる意宇の社は、郡家の東北の邊、田
 こやま これ かくみ ばかり
 の中に在る塾、是なり。園八歩許、其の上に木有りて茂れり。

意宇郡の村々

もり さと こおりのみやけ ひむがしみなみ り ぶ
 母里の郷。郡家の東南三十九里一百九十歩なり。
 あめ したづく おほかみおほなものみこと こし やくち ことむ
 天の下造らしし大神大穴持命、越の八口を平け
 たま かへま ながえ きま の
 賜ひて、還り坐しし時、長江山に來坐して詔りたま
 あ つくま しら すめみまのみことやす
 ひしく、「我が造り坐して命す國は、皇御孫命平
 くにし よさ まつ ただ やくもた あ
 世と知らせと依し奉り、但、八雲立つ出雲國は、我
 しづま あをきやまめぐら たま お たま
 が靜り坐す國、青垣山廻し賜ひて、玉珍置き賜ひ
 も の
 て守らむ」と詔りたまひき。故、文理と云ふ。神龜



三年に、字を母里と改む。

やしろ さと こおりのみやけ まひむがし

屋代の郷 郡家の正東三十九里一百二十歩なり。

あめいはいのみこと みもと あも やしろのいきら

天乃夫比命の御伴に天降り来ましし、社伊支等

とはつかみ あまつこのみこと の やしらのいきら

が遠神、天津子命詔りたまひしく、「吾が靜り

まおも やしろ の カレ い

坐さむと志ふ社」と詔りたまひき。故、社と云ふ。

やしろ

神龜三年に、字を屋代と改む。

たてねひ さと こおりのみやけ ひむがしきた り ぶ

樋縫の郷 郡家の東北三十二里一百八十歩なり。

ふつぬ しのみこと あめいはたね ぬ お たま かれ たて

布都怒志命の天石樋を縫ひ置き給ひき。故、樋

ぬひ い

縫と云ふ。

やすき さと こおりのみやけ

安來の郷 郡家の東北二十七里一百八十歩なり。

かむす さのをのみこと あめのかきたちめぐ ソのとき こ

神須佐乃袁命、天壁立廻り坐しき。爾時、此

こきまの あ みこころ やす

處に來坐して詔りたまひしく、「吾が御心は安平け

な かの かれ やすき

く成りぬ」と詔りたまひき。故、安來と云ふなり。

すなは ひめさき あすかのきよみはらのみや あめの

即ち北の海に毘賣崎有り。飛鳥淨御原宮に御

したしろしめししめらみこと みよ きのえいぬのとしふみつき かたりのおみ

宇天皇の御世、甲戌年七月十三日、語臣

るまろ むすめ くだり あそ たまさか わに あ

猪麻呂が女子、件の崎に逍遙びて、邂逅に和爾に遇

そこな かへ そのとき ちらゐまろ そこな

ひ、賊はえて切らざりき。爾時、父猪麻呂、賊はえ

むすめ ほとり をさ いた いきどほり おこ あめ

し女子を濱の上に歎め置き、大く苦憤を發し、天

おら つち をど さまよ る なげ よるひるたし

に號び地に踊り、行きては吟ひ居ては嘆き、晝夜辛

をき ところ さ かくするほど ひか

苦みて、歎めし所を避ることなし。作是之間に、數

すへ しか いきどほり こころ おこ や

日を經歷たり。然して後、慷慨の志を興して、箭

とほこ たより ところ えら やが をが

を磨ぎ鋒を銳くし、便の處を撰びて居り、即て擡

うた あまつかみちいはようろず くにつみ

み訴へて云ひしく、「天神千五百萬、地祇千五

ならび このくに しまま やしろ またわたつみ

百萬、并に當國に靜り坐す三百九十九の社、及海若

たち にぎみたま しまま あらみたま ことごと

等、大神の和魂は静りて、荒魂は皆悉に猪麻呂が

の よ たま まこと みたま ま あ いたは

乞む所に依り給へ。良に神靈し坐しまさば、吾を傷

ここ も みたま

らしめ給へ。此を以ちて神靈の神たるを知らむ」と

そのとき しまし わ にもあまり しづ

まをせり。爾時、須臾有りて、和爾百餘、靜かに

わに かく おもぶる るよ き を もとよ

一つの和爾を圍繞みて、徐に率依り来て、居る下從

なほかく そのとき

り、進まず退かず、猶圍繞めるのみなりき。爾時、

ほこ あ まなか さ と

鋒を擧げて中央なる一つの和爾を刃して殺し捕りき。

すで を しか ももあまり わに あら さ

已に訖へて、然して後に、百餘の和爾解散けき。殺

むすめ はぎひとふ い よ

割けば、女子の一脛屠り出でき。仍りて、和爾をば、

さ くし か みち ほとり やすき さとびとかなりの

殺割きて串に掛け、路の垂に立てき。安來の郷人、語

おみあたふ そのとき このかいま いた むそせ へ

臣與が父なり。爾時より以來今日に至るまで六十歳を経たり。

しち さと こおりのみやけ まにし あめ したづく

宍道の郷 郡家の正西三十七里なり。天の下造ら

おおかみのみこと お たま し かた

しし 大神命の追ひ給ひ猪の像、南の山に二つ有

り。一つは長さ二丈七尺、高さ一丈、周り五丈七尺。一つは

めぐ



エビスさん

しし お いぬ
長さ二丈五尺、高さ八尺、周り四丈一尺。猪を追ひし犬の
かた そ かたち
像、長さ一丈、高さ四尺、周り一丈九尺。其の形、右と爲
こと なほ
りて、猪と犬とに異なることなし。今に至りても猶
かれ しち
在り。故、犬道と云ふ。

いむべ かむべ こおりのみやけ まにし
忌部の神戸 郡家の正西二十一里二百六十歩なり。
くにのみやつこむよごはが みかど まあむか みそぎ いみの
國造神吉詞望ひに、朝廷に參向ふ時、御沐の忌
さと かれ いみべ ほとり いでゆ
さと かれ いみべ ほとり いでゆ
里なり。故、忌部と云ふ。即ち川の邊に出湯あり。
いでゆ あ とこ うみくが か よ をとこ をみな
出湯の在る所は、海陸を兼ねたり。仍りて男も女も
お わか ある みち つらな うみじ
老いたるも少きも、或は道路に駕驛り、或は海中を
はまそ つど いち な うちむれ うたげ
洲に沿ひて、日に集ひて市を成し、繢紛て燕樂す。
すす かたきらきら ふたた ゆあみ よろずのやまひ
一たび濯げば形容端正しく、再び沐すれば萬病
ことごとい いにしへ しるし
悉に除ゆ。古より今に至るまで、驗を得ずといふこ
かれ くにびと い
となし。故、俗人、神の湯と曰ふ。

島根郡の村々

かが こおりのみやけ きたにし
加賀の郷 郡家の北西二十四里一百六十歩なり。
さだのおほかみ あ みおや かむむすびのみこと
佐太神の産れまし所なり。御祖、神魂命の
きさ かひめのみこと くら いはや
御子、支佐加比賣命、「闇き岩屋なるかも」と詔り
こかね ゆみも いたま て かが や
たまひて、金の弓以ちて射給ひし時に、光り加加明
かれ かが
けり。故、加加と云ふ。

かが かむざき すなは いはや
加賀の神埼 即ち窟有り。高さ一十丈許、周り五
ひむかしにしきた とほ い さだのおほかみ
百二歩許なり。東西北は通れり。謂はゆる佐太神

あれの產生まし處なり。產生まさむとする時に、弓箭亡せ坐し
そのときみおやかむすびのみこときさかひめのみことね
き。爾時、御祖、神魂命の御子、枳佐加比賣命願ぎたま
あしく、「吾が御子、麻須羅神の御子に坐さば、亡せたる弓
ややこねまそのときつのまにま
箭出で來」と願ぎ坐しき。爾時、角の弓箭、水の隨に流れ出
そのときこれみこのあら
でけり。爾時、之を取りて子に詔りだまひしく、「此は非ぬ
弓箭なり」と詔りたまひて、擲げ廢て給ひき。又金の弓箭流
れ出で來つ。即ち待ち取り坐して、「闇萬き窟なるかも」と
のいほまみおやきさかひめのみこと
詔りたまひて、射通し坐しき。即ち御祖、支佐加比賣命の
やしろここまこほとりとどろ
社、此處に坐す。今の人是の窟の邊を行く時、必ず声磅礴か
もひそかあらはつむじ
して行く。若し密に行けば神現れて、飄風起り、行く船は必
くつが
ず覆へる。

出雲郡の村々

たけるべこおりのみやけまひむがしりりぶ
健部の郷。郡家の正東一十二里二百二十四歩なり。
うやさとなづゆゑうやべのみこと
先に宇夜の里と號けし所以は、宇夜都辨命、其の山
みねあもますなはそやしろいた
の峯に天降り坐しき。即ち、彼の神の社、今に至る
なほここまかれうやさとしか
まで猶此處に坐せり。故、宇夜の里と云ふ。而るに
後に、改めて健部と號くる所以は、纏向の檜代の宮
あめのしたしらしめしすめらみことのあみこ
に御宇天皇勅りたまひしく、「朕が御子、
やまとたけるのみこと
倭健命の御名を忘れじ」とのりたまひて、健部を
たまそのときかむどのおみふるね
定め給ひき。爾時、神門臣古禰を、健部と定め給
たまへのおみたちいにしへ
ひき。即ち、健部臣等、古より今に至るまで、猶
ここをかれ
此處に居り、故、健部と云ふ。

きづきこおりのみやけにしきたやつか
杵築の郷。郡家の西北二十八里六十步なり。八束
みづおみづねのみことくにびたまのちあめしたづく
水臣津野命の國引き給ひし後、天の下造らしし大
まつもろもろすめがみたちみやどころまみつど
神の宮を奉らむとして、諸の皇神等、宮處に參集
きづかれきづき
ひて杵築きたまひき。故、寸付と云ふ。神龜三年、字
を杵築と改む。

うかこおりのみやけまきたあめ
宇賀の郷。郡家の正北一十七里二十五歩なり。天
みことかむすびのみことあやとひめの
の下造らしし大神の命、神魂命の御子、綾門日女
みことつまどまそのときめがみうべな
命を説ひ坐しき。爾時、女神肯はずして、逃げ
かくうかがまたますなはこ
隠ります時に、大神伺ひ求ぎ給ひし所、此れ則ち是
かれうみべいそ
の郷なり。故、宇加と云ふ。即ち、北の海濱に磯有
なづきばかりうへ
り。名は脳の磯といふ。高さ一丈許なり。上に松生
ひむらびとかよ
ひ、磯に至る邑人の朝夕に往來へるが如く、又木の
枝は人の攀ぢ引けるが如し。磯より西の方に窟戸あり
いはと
。高さ廣さ各々六尺許なり。窟の内に穴あり。人、
入ることを得ず、深き淺きを知らず。夢に此の磯の
いめ

ほとり
窟の邊に至れば必ず死ぬ。故、俗人、古より今に至
るまで、黃水の坂・黃水の穴と號く。

神門郡の村々

ひおきこおりのみやけまひむがし
日置の郷。郡家の正東四里なり。志紀嶋の宮に
あめのしたしらしめしすめらみことみよひおきのともべらつかは
御宇天皇の御世、日置伴部等、遣され來て
とどままりごさせ
宿停りて政爲し所なり。故、日置と云ふ。
かむとみづうみこおりのみやけまにし
神門の水海。郡家の正西四百五十歩なり。周り三
十五里七十四歩。裏には則ち鱈魚・鎮仁・須受枳・
小なかきすなはみづうみおほうみ
鮒・玄鰐あり。即ち水海と大海との間に山あり。長
さ二十二里二百四十三歩、廣さ三里なり、此は意味
づぬのみこと
まつな
豆努命の國引き坐しし時の綱なり。今、俗人號けて
そのところかなちつちみな
蘭の松山といふ。地の形體。壞も石も並無し。白き
すなごつあがしげよも
沙のみ積み上りて、即ち松の林茂繁れり。四の風吹
く時は、沙飛び流れて、松の林を掩ひ埋む。今、年
うづのこおそつひうもは
に埋みて半ば遣れり。恐らくは遂に埋れ已てなむか。
はしみくがおこいはみ
松山の南の端なる美久我の林より起りて、石見と出
さかひいたあるたひら
雲との二國の塚なる中嶋の崎に盡る間、或は平なる
さかいそ
濱、或は陵しき磯なり。

飯石、大原郡の村々

たねこおりのみやけつあめしたおほかみ
多禰の郷。郡家に屬けり。天の下造らしし大神、
おほなもののみことすくなしのみことめぐ
大穴持命と須久奈比古命と、天の下を巡行りた
まひし時、稻種を此の處に墮したまひき。故、種と
云ふ。神龜三年に、字を多禰と改む。
すさこおりのみやけまにし
須佐の郷。郡家の正西一十九里なり。神須佐能袁
みことのこちさくに
命詔りたまひしく、「此の國は小き國なれども、國
どころかれあいはきつ
處なり。故、我が御名は石木に着けじ」と詔りたま
すなはおのみたましづしか
ひて、即ち己が命の御魂を鎮め置き給ひき。然して
やがおはすさだをかれ
即て、大須佐田・小須佐田を定め給ひき。故、須佐
みやけ
と云ふ。即ち正倉有り。
うしはこおりのみやけまひむがし
海潮の郷。郡家の正東一十六里三十三歩なり。
うのちひこのみことみおやすがねの
古老の傳に云へらく、宇能治比古命、御祖、須義爾
みことうらかたうしはをのはみおや
命を恨みて、北の方出雲の海潮を押し上せて、御祖
ただよううしはかれうしは
の神を漂はすに、此の海潮至りき。故、得塩と云ふ。
すなはすが
神龜三年に字を海潮と改む。即ち、東北のかた須我の小
ゆふちかはめちゆ
川の湯淵の村の川中に温泉あり。號を用ゐず。同川
けまゆい
の上の毛間の村の川中にも温泉出づ。號を用ゐず。

古代出雲を知るために

主として島根県立図書館蔵本を中心としたもの

〔單行本〕

- 『島根県史』
- 『山陰古代史』
- 『山陰の歴史』
- 『新修島根県史（通史篇1）』
- 『郷土史大系－島根県史－』
- 『島根県の歴史』
- 『しまね史記』
- 『裏日本』
- 『出雲大神』
- 『山陰の史蹟と遺物』
- 『出雲上代玉作遺物の研究』
- 『（紀記論究）出雲伝説』
- 『風土記時代の出雲』
- 『出雲国風土記の研究』
- 『大化の改新』
- 『出雲国風土記参究』
- 『出雲・隱岐』
- 『風土記の研究』
- 『伊勢と出雲』
- 『日本神話の旅』
- 『校註出雲国風土記』
- 『出雲国風土記論攷』
- 『出雲の神話』
- 『出雲神話の成立』
- 『大梁灰凡一家言』
- 『大化の改新』
- 『古代王作の研究』
- 『神話のふるさと』
- 『神道出雲百話』
- 『出雲大社』
- 『出雲神道の研究』
- 『翡翠』
- 『神話コース』
- 『勾玉』
- 『風土記語句索引』
- 『日本神話の形成』
- 『日本神話』
- 『やまたのおろち』
- 『山陰古墳文化の研究』
- 『古事記の世界』
- 『日本神話教育論』
- 『日本の神話』
- 『神々の体系』
- 『古代の出雲』
- 『古事記の世界』
- 『出雲神話の原像』
- 『出雲神話』
- 『神々の系譜』
- 『まぼろしの出雲国序』
- 『出雲の国』
- 『出雲神話』
- 『日本神話の起源』
- 『日本神話の基盤』
- 『出雲国風土記の神話』
- 『日本の神々』
- 『出雲神話の世界』
- 『古代出雲帝国の謎』
- その他各種古墳発掘調査報告書

〔論文〕

- 出雲の世界 — イヅモの精神史的意義について 西田 長男（出雲5）
- 出雲民族の紀伊植民 大西 源一・石川 岩吉（国学院雑誌20—8）
- 「紀記」出雲神話に見えたる古代出雲小国家 美多 実（斐川町史調査報告4）
- 古代出雲攷 田中 卓（芸林5—1～3）
- 古代出雲の文化 倉塚 正（出雲古代文化展委員会）
- 出雲神魂神社に於ける古柱銘と古文書 村田 正志（古文書研究2）
- 古代出雲服属に関する一考察 原島 礼二（歴史学研究249）
- 吉備と出雲 藤間 生大（わたしたちの考古学）
- 古代の吉備王権と出雲王権 井上 実（武庫川女子大学紀要16）
- 出雲系文化の東漸 高崎 正秀（文学以前）
- 出雲大社成立の資料について 福山 敏男（神道史学4）

- 出雲国造の伝承 井上 実（神道学70）
 国造制の成立 井上 光貞（史学雑誌60-11）
 山陰沿岸の漂着文化 三上 鎮博（東アジア古代文化1974秋号）
 出雲国造神賀詞の奏上 千家 遂彦（出雲1）
 出雲国造神賀詞奏上考説 高階 成章（出雲2）
 出雲国造神賀詞について 倉野 憲司（神道学34）
 火継の行事一火切臼と火切杵一 石井良助（千家尊宣先生還暦記念神道論文集）
 火継と日嗣について 足立 茂（出雲歴史地理叢説）
 山と河と水海と—古代出雲王国— 加藤義成・角川源蔵対談（野性時代1-8）
 出雲国序を求めて 町田 章（日本歴史280）
 地名と神名 青木 紀元（神道史研究4-4）
 斐伊川名義考 水野 祐（神道学21）
 出雲国造家における土豪性の発展 西岡虎之助（出雲1）
 上代の出雲に関する諸問題 肥後 和男（出雲3）
 出雲大社の謎 梅原 猛（芸術新潮1970四月号）
 出雲の服属神話の史的考察
 　—「天平11年出雲国大税賄給歴名帳」の分析を通して— 前之園亮一（史渢2）
 天平11年出雲国大税賄給歴名帳について 石母田正（歴史学研究8-6・7・11）
 出雲和爾伝説私考 井上 実（武庫川女子大学紀要6）
 鶯になった蛤の話一大穴车遅伝承批判一 吉野 裕（文学）
 出雲神話 水野 祐（「日本と世界の歴史」—古代〔日本〕）
 スサノヲの命の原像 井上 実（武庫川女子大学紀要18）
 八岐大蛇神話への考察 加藤 義成（神道学復刊56）
 神話の範疇について—伊勢と出雲— 西郷 信綱（文学35-2）
 出雲国ゆづり神話について 三品 彰英（民族学研究21-1・2）
 古代出雲の氏族的背景
 　—大穴持神信仰の変貌と出雲の内乱— 三谷 栄一（国学院雑誌1970 2月号）
 出雲の國引神話について 三谷 栄一（実践文学40）
 古事記に於ける出雲関係記載の一考察 横田 健一（国文学1）
 出雲国引き神話の成立 井上 実（神道学64-66）
 出雲神話の『コシ』について 井上 実（武庫川国文4）
 出雲神話の生成 三谷 栄一（実践女子大学文学部紀要12）
 日本神話における出雲 青木 紀元（福井大学紀要昭和32-12月）
 出雲神話の原点 井上 実（武庫川国文3）
 出雲神話における『土地の主』—オオナムチとスクナヒコナー 大林 太良（文学33-6）
 大国主神の成立 青木 紀元（古事記年報2）
 大国主神の神話について 守屋 俊彦（岡山大学法文学部学術紀要13・17）
 スサノオノミコト—古代神觀の一考察— 西田長男（神道宗教45・創立20周年記念特集）
 大国主神名義考 高崎正秀（千家尊宣先生還暦記念神道論文集）
 紀記に於ける出雲の伝承 德永 春夫（ “ ” ）
 国譲神話の類型と古代祭祀 小野 祖教（ “ ” ）
 熊野大神櫛御気野命論考 水野 祐（史觀31冊）
 出雲における熊野神の信仰 石塚 尊俊（国学院雑誌65-10・11）
 八岐大蛇の系譜と展開 関 敬吾（日本民族と南方文化）
 出雲国風土記『鬼壳崎』地名考 加藤 義成（神道学41）
 風土記名称の由来 水野 祐（文学研究6）
 出雲風土記成立の年代 益田 勝美・岡田 清子（日本歴史47）
 出雲風土記剥偽 蔡田嘉一郎（日本歴史20）
 出雲風土記は果して擬書か 石井 和男（日本歴史30）
 出雲風土記辯護 田中 阜（日本歴史40）
 駄「出雲風土記剥偽」 朝山 皓（悠久4-1）
 原撰出雲国風土記の成立年代 田中 阜（神道学1）
 出雲国風土記の勘造 植垣 節也（神道学35）
 出雲における古墳文化の生成 前島 已基（季刊文化財18）
 古墳文化に現われた地域社会—出雲— 山本 清（日本考古学講座5）
 古墳時代における出雲国 池田 滿雄（私たちの考古学5）
 出雲国における特殊古墳 梅原 未治（考古学雑誌9-3、5-10・11、11-3）
 島根の古墳文化 池田 滿雄（郷土13・14）
 山陰地方村落古墳の様相 山本 清（島根大学論集一人文学科9）
 各地域の後期古墳—出雲— 池田 滿雄（古代学研究会30）
 古墳の示す三瓶周辺の文化 山本 清（島根大学論集一人文学科3）
 古代出雲の文化 山本 清（出雲叢話1）
 出雲地方における古代文化的展開 池田 滿雄（日本考古学の諸問題）
 考古学上より見た出雲 大場 磐雄（出雲1）
 西山陰の繩文式文化 山本 清（山陰文化研究紀要1）
 山陰における農耕文化の開始 東森 市良（山陰史談3・5）
 古代出雲をさぐる 出雲高校社会部考古班（紫苑10・11）
 出雲国分寺の発掘 石田 茂作（考古学雑誌41-3）
 出雲・石見・隠岐の条里制 中沢 四郎（郷土7・8）
 古代・中世における手工業の発達 一窯業—山陰 近藤 正（埋蔵文化財調査報告）
 出雲国玉造に於ける古代硝子製造考 野津左馬之助（考古学雑誌15-9・16-5）
 出雲における玉造の遺蹟に就て 梅原 未治（歴史と地理1-1）
 史跡出雲玉作の調査とわが国の玉作遺蹟 寺村 光晴（日本歴史278）
 出雲国忌部の玉作工房址と出雲玉作 大場磐雄・寺村光晴（日本考古学協会昭和39年大会研究発表）
 神々の流ざん 梅原 猛（すばる1-2）
 考古学関係の報告書・調査書等に類するものは、省いた。